

第92号議案

ふじみ野市立市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立市民交流プラザ条例（平成17年ふじみ野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（利用料金の免除）

第13条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

別表交流プラザ利用料金の表備考1を次のように改める。

1 利用者が連續して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用料金の免除規定を整備するため、ふじみ野市立市民交流プラザ条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。